

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年2月25日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時40分 散会

付託事件

- (1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号, 平成27年請願第6号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ③ 平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願

(2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市医療福祉費支給に関することについて (国保年金課)
- ② 水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて (介護保険課)
- ③ 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて (介護保険課)
- ④ 水戸市火災予防に関することについて (火災予防課)
- ⑤ 耐震補強工事及び設備改修に伴う博物館の休館と事務室の仮移転について (歴史文化財課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	田 口 米 蔵 君	副委員長	堀 江 恵 子 君
委員	田 中 真 己 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参 事	長 須 賀 良 明 君

福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	出澤秀行君	福祉事務所 参事兼 生活福祉課長	播田実俊一君
保健福祉部 参事兼 介護保険課長	豊崎和馬君	保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大曾根明子君
障害福祉課長	小山忠君	高齢福祉課長	谷津好行君
子ども課長	柴崎佳子君		
消防長	清水修君	消防次長	大津孝司君
消防本部参事	黒田信次君	消防本部技監	綿引信明君
消防本部 参事兼 消防総務課長	小泉直紀君	北消防署長	鈴木豊君
南消防署長	石川隆君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	大越唯行君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	中里誠志郎君
教育委員会 事務局教育部 参事	今川宗男君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	篠原勤君	教育委員会 事務局教育部 技監兼 学校施設課長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 生涯学習課長	塚原広孔君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五上義隆君
総合教育研究 所長	小野司寿男君	学校教育課長	三宅修君
歴史文化財 課長	白石嘉亮君	総合教育 研究所副所長	鈴木功君
内原中央公民 館長	龍田理君		

6 事務局職員出席者

書記	安田理恵君	書記	嘉成将大君
----	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、田中国保年金課長が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

初めに、平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本請願はずっと継続で来たわけですけど、私は、今の年金積立金運用の状況を見ても、速やかに採択すべき情勢になっているんじゃないかなというふうに思います。昨年の7～9月期のいわゆる運用損益が発表されて、約8兆円の赤字ということで、2001年に厚労省が運用を始めてから過去最大の損失になったということが大きなニュースになりました。本来、年金積立金は、老後の安心を支える国民共通の財産でありますので、変動が激しい株債に運用することの危険性が明らかになったというふうに思います。今回のGPIFの運用損ですね、国内株式12%、外国株式12%をそれぞれ25%まで運用していいという方針変換を受けて、多額の運用をしたことによるハイリスク・ハイリターンという形でのリスクが明らかになったということでもあります。そういう点では、本請願のこの国民の財産である年金積立金をきちんと安定、安全に維持すべきだというスタンスでの請願事項は、それぞれどれも妥当だと思いますので、採択してはどうかというふうに思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 本請願についてでございますが、今回、年金のこの積立金が、基本ポートフォリオの割合が変わるということで、いろんな不安視する声もあるんですが、やはり運用といいますと、長期的な視野で見なければならぬというものもまだあります。また、割合が変わって短期的な視点で判断するのは早急かなというふうに思います。厚生年金保険法ですとか国民年金法の中でも、やはり長期的な観点から安全かつ効率的に行うということが求められてますので、やはりそういった視点で見ていく必要があるというふうに思います。

また、本請願でGPIFの機構の問題、この問題も請願事項にありますけれども、けさの報道なんか見ますと、今国会でその中身についての法案も出るようでございます。合議制であるとか、改革が進められているということなので、そういった国会の法案の動きもやはり我々も注視していかなければいけないと思いますので、今回のところはできれば継続でお願いしたいなというふうに思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それぞれ御意見をいただきましたが、ただいまの平成27年請願第1号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成27年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本請願は、私も紹介議員でもあるんですが、ぜひ採択していただきたいと思っております。請願趣旨の前文にありますように、第2次県立高等学校再編整備の基本計画の後期計画が平成28年春ごろに出されるということで、間もなくそういう状況にあるというもとの、いわゆる統廃合を推進するのではなく、それぞれ地域の財産であり、子どもたちが身近な高校に通える条件を維持するという点での存続というのは、やはり当然だろうというふうに思っておりますし、それから、今まさに入試の時期であります。先日も新聞報道でありましたように、水戸市内、例えば普通科ですと、緑岡高校が1.64倍、水戸一高が1.57倍、桜ノ牧が1.38倍、水戸工業が1.41倍、水戸商業が1.71倍ということで、水戸市内のどの公立高校を見ても、非常に倍率が高いということで、水戸の子どもたちが水戸の学校に通うのもなかなか狭き門だということも実態としてあるわけですが、請願事項としては、このいわゆる志願者数の多い県立高校についての臨時学級増も提起されておりますので、少人数学級の実現を進めながら、統廃合はやらずに存続をさせるという点と、教育の充実、身近な高校に通える条件を維持するという、そういう計画にしてほしいということでもありますので、子どもたち、保護者の立場に立った中身だと思いますので、ぜひ採択をしていただきたいと思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 私は、本請願についてはちょっと慎重な立場でございます。というのは、やはり今回のこの再編の後期実施計画も見させていただきました。また、この基本計画を策定するに当たって、県のほうの答申というのがあるんですね。その中でも、やはり今後の生徒数、将来的な人口減とかそういうところも見据えての適切な対応であるとか見直しを図っていくというのは、そもそもこの計画を策定するに当たって審議会の中でもいろんな議論がされて、そういうのを踏まえてのこの計画だと思います。茨城における、例えば水戸地区に生徒さんが集中してしまうという、こういったものもありますけれども、今、茨城県の県立高校においては学区制というのがなくなっているんですね。そういうのもあって、やはり特色がある学校、伝統的な学校に、希望する生徒が自由に受験できるという体制になっておりまして、やはりその辺の公平性の問題もあると思います。水戸地区で水戸地区に通えないというお子さんもいますが、逆に言えば、ほかの地区を希望される方もいらっしゃるわけですから、そういった公平性というのが担保されているんじゃないかなと

いうふうに思います。

また、先ごろ県立高校の募集の状況を見ますと、やはり定員割れしているような高校も見受けられるということで、やはりこれから必要なのは、学校の特色を持った学科であるとか、またそういう魅力をつくり出すとか、そういうことも必要になってくるんじゃないかなと思いますので、単純にこういう教室をふやすとか、そういうことで対応するというのは、私はちょっとどうかなという考えですので、この請願についてはちょっと反対をさせていただきたいなというふうに思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。どうですか。よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 少数数学級ということでもあります。結果的には、中身の濃い学校をどういうふうにつくっていくかということだと思ふので、いずれにしても、この生徒の数、それから先生の数、学校の特色、こういったものをもう少し精査して、そしてこの問題について考えるということも大事なことなんではないかなというふうに思ふので、今回においては継続でお願いできればいいなというふうに思ふので。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 それでは、ただいまの平成27年請願第2号につきましては、それぞれ御意見をいただきましたが、継続審査とすることでいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成27年請願第2号についての審査を終了いたします。

次に、平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 これも継続で来たわけですが、私は、ぜひ採択していただきたいと思っております。水戸市の方針として、何人か配置をする、いわゆる専任ではなくて巡回型というような計画が示されてはいるわけですがけれども、先進地をいろいろ見ますと、例えば牛久市では専任の方がおられて、いろんな研修会等もやっているようであります。好きな本を読みましようということではなくて、子どもたちに目当てを持って読書や調べ学習をしてもらおうという点で、そもそも選書の時点で狙いを持って購入するとか、書棚から学年や教科の単元が見えてくるとか、学習に関することを深く調べられるような選書をそれぞれの学校で授業に応じて、先生たちとも日常、協議しながら司書の方がやっている。子どもたちを交えた読書会とかに非常に活発に使われているということで、一日中勤務をしているということ、牛久市としては大分打ち出しているようであります。

ですから、そういった充実をさせていくという点では、やはり専任化なしにはなかなか実現が難しいんじゃないかなというふうに思いましたので、本請願もぜひ採択をするということでどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この請願については今、水戸市が市立図書館に指定管理者制度を導入したということで、図書館にこれまでおられた司書さんを巡回型ということで、学校司書の充実を図っていききたいと、こういうふうなことで今進んでいるわけでありまして。したがって、こういった動作がどこまで機能を発揮するのかということを見きわめて、そしてその結果、各学校に1人ずつ必要なのか、それとも巡回型、もしくは情報の共有化という中で電子化ということになれば、どこにいても蔵書がどこにあるかということがわかるわけでありまして、また、読みたい本をとって読むこともできると、こういうふうなシステムになる予定であるというふう聞いておりますので、ぜひそういったことを見きわめながら当委員会としても判断をしてみたいと、このように思っておりますので、今回のところは継続ということをお願いできればというふうに思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、ただいまの平成27年請願第6号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました請願につきましては、当委員会より議長に対しまして、閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は5件でございますが、日程中(1)から(4)までの4件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、初めに、水戸市医療福祉費支給に関することについて、執行部から説明願います。

根本保健福祉部長。

○根本保健福祉部長兼福祉事務所長 それでは、水戸市医療福祉費支給に関することについて、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、安心して子どもを産み育てやすい環境づくり推進の一環といたしまして、特に医療費負担の大きい就学前の子どもについて、医療福祉費の支給に関する所得制限を撤廃するため、水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、子どもに係る医療福祉費の支給制限に関する所得制限の対象者の範囲を縮小するものであります。

裏面2ページの新旧対照表で御説明いたします。

第5条は、医療福祉費の支給制限について規定したものでございますが、第2号の子どもにかかわる所得

制限の対象を、「6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る」といたしまして、就学前の子どもは所得制限の対象外とするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年10月1日とするものでございます。

なお、本件につきましては、3月開催の第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○田口委員長 次に、(2)水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて及び(3)水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについての2件につきましては、関連がございますので、一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、執行部から一括して説明願います。

豊崎参事兼介護保険課長。

○豊崎保健福祉部参事兼介護保険課長 それでは、水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて、保健福祉部介護保険課提出の委員会資料により説明いたします。

1の改正の理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部施行に伴う、介護保険法（平成9年法律第123号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため、条例を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては、4点ございます。

1点目として、認知症対応型通所介護事業所において運営推進会議の設置を義務づけます。

2点目として、地域密着型介護老人福祉施設に地域密着型通所介護事業所が併設される場合に、利用者の処遇等が適切に行われると認められるときに限り、人員基準の緩和を認めます。

3点目として、介護保険法一部改正に伴う引用条項の整理を行います。

4点目として、地域密着型に移行しない定員18名以下の通所介護事業所が、小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所を開始する場合、平成30年3月31日までは宿泊室を設けないことができることを定めます。

改正の内容につきましては、次ページ、新旧対照表で御説明をいたします。対照表をごらんいただきます。

目次中、「第150条」を「第150条・第150条の2」に改め、第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改めます。

ページを返していただきまして、第79条中第2項、第3項を第4項、第5項に繰り下げ、ページを戻していただきまして、第1項の次に2項を加えます。第2項につきましては、指定認知症対応型通所介護事業者について、ページを返していただきまして、介護サービスの提供に当たり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員または事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、

運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとするものです。

第3項は、前項の会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表することとしたものでございます。

第6項は、介護事業者が、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護サービスを提供する場合に、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならないとするものでございます。

第105条は、第79条と同じ内容となるため、削除をいたします。

第108条は、ページを返していただきまして、指定小規模多機能型居宅介護について第79条を準用することから、改めるものでございます。

第109条は、法改正により条項を繰り下げるものです。

第128条は指定認知症対応型共同生活介護について、第148条は指定地域密着型特定施設入居者生活介護について、第176条は指定地域密着型介護老人福祉施設について、第188条はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について、ページを返していただきまして、第201条は指定看護小規模多機能型居宅介護について、第79条をそれぞれ準用することから、改めるものでございます。

4ページ、5ページに戻っていただきまして、第150条第12項は、改正により新たに「指定地域密着型通所介護事業を行う者が当該事業を行う事業所」を加えるものでございます。

ページを返していただきまして、付則の第5項に、平成26年法律第83号附則第20条第1項等に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、平成30年3月31日までの間、宿泊室を設けないことができる経過措置を定めます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

続きまして、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業に関することについて、保健福祉部介護保険課提出の委員会資料により説明をいたします。

1の改正の理由でございますが、いわゆる医療介護総合確保推進法の一部施行に伴い、介護保険法等の一部が改正されたことから、条例を改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては、3点ございます。

1点目として、介護予防認知症対応型通所介護事業所において運営推進会議の設置を義務づけします。

2点目として、介護保険法一部改正に伴う引用条項の整理を行います。

3点目として、地域密着型に移行しない定員18名以下の通所介護事業所が、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所を開始する場合、平成30年3月31日までは宿泊室を設けないことができることを定めます。

この改正につきましては、対象者が要支援1、2の方となりますが、水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例と同様でございます。説明は省略させていただきます。

なお、この2つの案件につきましては、平成28年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○**田口委員長** 次に、水戸市火災予防に関することについて、執行部から説明願います。

大内火災予防課長。

○**大内火災予防課長** それでは、水戸市火災予防に関することにつきまして、消防本部火災予防課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成27年11月13日に公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、水戸市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、火を使用する設備、器具等に係る離隔距離として、当該設備等が周囲の可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定める別表第3の全部を改正するものでございます。

1点目といたしまして、ガスコンロの下に直火で加熱したプレートによって調理する機器を備えたグリドル付コンロという製品が流通するようになったことを踏まえ、当該機器に係る離隔距離について追加するものでございます。

資料の36ページをごらんください。

1の写真がガスグリドルになります。左側が調理用プレートの画像で、右側が上火と下火バーナーの画像でございます。

2の写真は、従来のガスグリドル付コンロと今回追加されたガスグリドル付コンロの外観を比較した画像になります。

ごらんいただいたとおり、ガスコンロの下に設けられたグリル機能が、焼き網を使った調理からプレートを使った調理に変わることにより、焼く、煮る、蒸すなどの幅広い調理を可能にした機器でございます。

資料の1ページにお戻りいただき、2点目といたしまして、近年、入力5.8キロワットである電磁誘導加熱式調理器、通称IH調理器が主流となってきたことを踏まえ、入力5.8キロワット以下（1口当たりの入力3.3キロワット以下）である電磁誘導加熱式調理器に係る離隔距離について追加するものでございます。

3点目といたしまして、規定の表現を整理し、厨房設備の項に規定するドロップイン式という表現を組込型に改め、さらに、電気コンロ、電気レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の項を統合して電気調理用機器に改めるものでございます。

また、今回の改正にあわせまして、計量記号や字句の整理並びに備考欄の体裁を整えるなど所要の修正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、省令の施行日に合わせまして、平成28年4月1日とするものでございます。

資料の2ページ以降に新旧対照表を、34ページから35ページに参照条文をそれぞれ掲載してございますので、後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、本年3月の第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。

以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 可能ならばということですが、まず、最初の医療福祉費支給に関することではありますが、対象者の範囲が変わるわけですが、いわゆる所得制限が撤廃される対象者数と、それ以外の今回残るっていうんですか、所得制限が維持される対象者数が、全体としてどれぐらいなのかというのを、年齢ごとなどでもしわかれば、お示しいただける資料をお願いできないかということと、この実行による影響額等について、施行期日が10月ですので、来年度は半年ということでしょうが、通年にした場合はどれぐらいかということもわかるような資料があるとありがたいと思いますので、お諮りいただければと思います。

以上です。

○田口委員長 ただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いいたします。

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口委員長 それでは、次に、耐震補強工事及び設備改修に伴う博物館の休館と事務室の仮移転について、執行部から説明願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 耐震補強工事及び設備改修に伴う博物館の休館と事務室の仮移転について、御説明いたします。

教育委員会事務局教育部歴史文化財課提出の資料をごらんください。

本件は、中央図書館及び博物館の耐震補強工事、設備改修に伴い、博物館を休館するとともに、事務室を仮移転することとなりましたので、御報告するものでございます。

1の休館期間でございますが、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の予定でございます。

2の事務室移転期間でございますが、平成28年9月1日から平成29年9月30日までの13カ月の予定で、資料移転終了後から工事終了後までの予定でございます。

3の事務室新所在地でございますが、水戸市公設地方卸売市場の福利厚生会館2階、住所は水戸市青柳町4566番地でございます。

4の電話番号、5のファクス番号は、現在のまま変更はございません。

6の位置図は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 耐震工事に伴う休館はやむを得ないと思うんですけども、2つお聞きしたいのは、温度とか湿度とか管理に注意が必要なものもたくさん所蔵されてると思いますけれど、その移転といいますか、保管といいますか、それはどういうふうなことでやろうとしているのかというのが1点です。

それから、もう一つは、休館中、例えば夏休みの子ども向けの行事だとか、戦争体験の語り部だとかっていう、私も行ったことがあるんですけど、そういったものも含めて全部休止となるんですか、あるいは、そういうものはどこか別な場所でやるとかかっていうお考えなのか、その辺はどうなんでしょうか。あわせてお聞かせいただければと思います。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、資料の移転でございますが、博物館には約4万7,000点の資料がございますので、こちらを移動などによりまして保管してまいります。その手法でございますが、温度管理やセキュリティー管理が必要なものにつきましては、業者に委託してまいります。また、常温のものにつきましては、今回、博物館が移転する市場にテナントの空きスペースがございますので、そちらも管理スペースとしてお借りして、そちらに置いてまいります。また、歴史館や近隣の博物館などの連携によりまして、一部収蔵品などを預かってもらうということで調整しております。

次に、平成28年度の活動の御質問でございますが、茨城県立博物館との共催などによりまして企画展を開催してまいります。夏には戦争関係の企画展、冬にはひな祭りなどの企画展を、県立歴史館をお借りしまして企画展として開催する予定で調整しております。また、自然観察会、学校への出前授業などを実施するとともに、過去の資料の読解等の資料調査等の授業も実施してまいります。

以上でございます。

○田口委員長 いいですか。

○田中委員 大丈夫です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ実施期間が4月1日からになってるんですけども、今調整してるっていうお話をされたんですけども、結局その蔵書をそういう環境の整ったところに移動する、もしくはそこで蔵書を保管してもらうということになると、逆に言うと、来年度の図書館の予算の中には、そういうものが盛り込まれてる、もしくは、ある程度の予算づけができてるっていう考え方でいいんですか。予算の内容を聞いてるわけじゃなくて、これからの進みぐあいとして、今検討しているということなんだけれども、その予算にかかわることなので、言えないので検討しているっていうような言葉に変わったのかどうか、ちょっとその確認だけお願いできますか。

○田口委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問でございますが、業者に委託する分につきましては新年度の予算として予算づけをいただいておりますので、今後3月議会で御審議させていただきます。

なお、歴史館とか県立自然博物館とかに預かっていただく資料の内容、中身につきましては、ただいま調整中でございます。

○袴塚委員 そういう検討をしてるっていう。はい、わかりました。

○田口委員長 よろしいですか。

○袴塚委員 はい。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

よろしいですか。ないですか。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時40分 散会